

○防衛省告示第三百三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和六年五月二十四日次のとおり決定された。

令和六年五月二十八日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地…約一、二二八、〇〇〇平方メートル	
			国有	建物…約二〇、〇〇〇平方メートル	

国有
工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年六月七日から同月十八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約五、五〇〇平方メートル

工作物…鋪床等

三二八一 硫黄島通信所

東京都小笠原村

国有

国有

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年六月七日から同月十八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約八七〇平方メートル

工作物…門等

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

国有

工場等として追加提供する。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

二〇七三 松島飛行場 東松島市 国有 土地…約一、九六七、〇〇〇平方メートル

ル

国有 建物…約三四、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和六年六月七日から同月十八日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

硫黄島訓練区域

一 区域

西区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四六分三九・九秒、東経一四一度一七分二二・二秒
- (2) 北緯二四度四五分〇〇・九秒、東経一四一度一六分五二・八秒

- (3) 北緯二四度四五分〇九・九秒、東経一四一度一六分一六・二秒
- (4) 北緯二四度四六分四八・九秒、東経一四一度一六分四五・〇秒

北区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度二〇分五九・三秒
- (2) 北緯二四度四八分三二・六秒、東経一四一度二〇分三八・九秒
- (3) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度一九分四三・一秒
- (4) 北緯二四度四八分三三・八秒、東経一四一度一八分一〇・一秒
- (5) 北緯二四度四九分〇六・八秒、東経一四一度一七分五六・三秒
- (6) 北緯二四度四九分四二・八秒、東経一四一度一九分四五・五秒

二 高度制限

高度一五二メートル（五〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和六年六月十七日から同月二十九日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。